



NEWSLETTER



平成 28 年度第 2 号

武蔵野市 子ども家庭部子ども育成課 2016.10.29

武蔵野市の保育の質について

武蔵野市では、待機児童解消に向けて、これまで様々な形態の保育施設を整備してまいりました。この中で、本市では、保育施設の定員を拡大する「量の拡充」ばかりでなく、「保育の質」の維持・向上を図るため、以下の様な取組みを行っています。

お子さんを安全に安心して預けて頂けるよう保育の質を確保しつつ、これからも更なる取組みにより待機児童解消を目指し保育施設の整備を行ってまいります。

■ 『保育の質』向上のための取組み ※事業の種類(保育所や地域型保育等)に応じて取組みの内容が異なります。

- 保育内容の指導や助言を行う保育アドバイザー（公立保育園の元園長職）を配置して、保育施設への巡回指導や助言を行っています。
- 保育所運営や保護者対応等の助言を行う保育総合アドバイザー（カウンセラー）を配置し、保育所等への巡回を行っています。
- 障害児や配慮が必要な児に対する保育の助言を行う相談員を配置し、保育所等への巡回を行っています。
- 武蔵野市の保育水準を定めた保育のガイドラインを各施設で共有して、保育の質の向上に努めています。（ガイドラインについては、裏面に詳細を記述していますのでご覧ください）
- 各保育施設の全職員が対象となる全体研修や保健、栄養分野の専門別の合同研修、各施設で行う園内研修など、保育者の資質・専門性の向上を目指して各種研修を行っています。
- 保育施設等における安全性確保のため、平成 27 年度より『就学前施設におけるリスクマネジメント委員会』を設置し、保育中の事故の予防、災害における被害の軽減のための方策について検討し、リスク管理の強化を図っています。
- 子ども・子育て支援新制度において、新たに認可となった地域型保育（小規模保育や家庭的保育等）の質の向上に向けて、認可保育所等との連携（園庭開放、各種行事による交流、合同の園内研修、地域連絡会による情報共有等）を積極的に行っています。
- 保育コンシェルジュを配置し、各種保育サービス利用を検討する保護者に対して充実した支援を行っています。

《今後強化していく取組み》

- 市内保育施設等における保育の質の維持向上を図るため、市独自の指導検査体制を確立して、法人の財政面を踏まえた施設の保育運営のチェックを強化していきます。
- 武蔵野市内で保育施設を開設する事業者に対して、武蔵野市の職員配置基準や保育のガイドライン、保健や栄養等の専門的な理解、地域や保護者との連携等々、武蔵野市で保育施設を運営するにあたっての心構えなどを開設前に研修していきます。



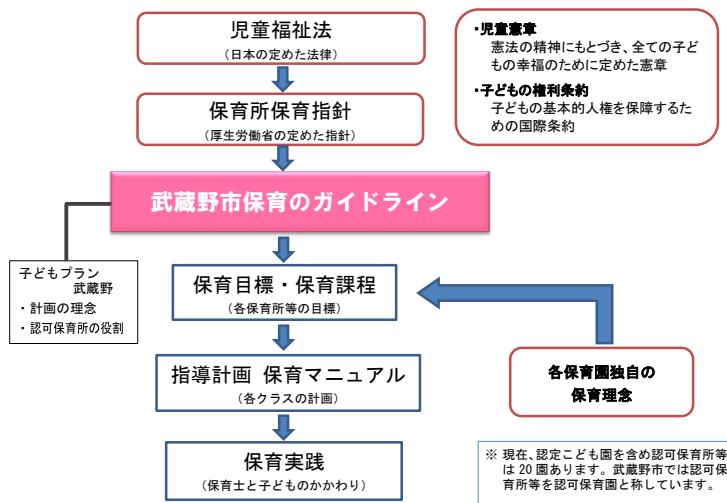
《武蔵野市保育のガイドライン》

■ 保育のガイドラインの位置づけ

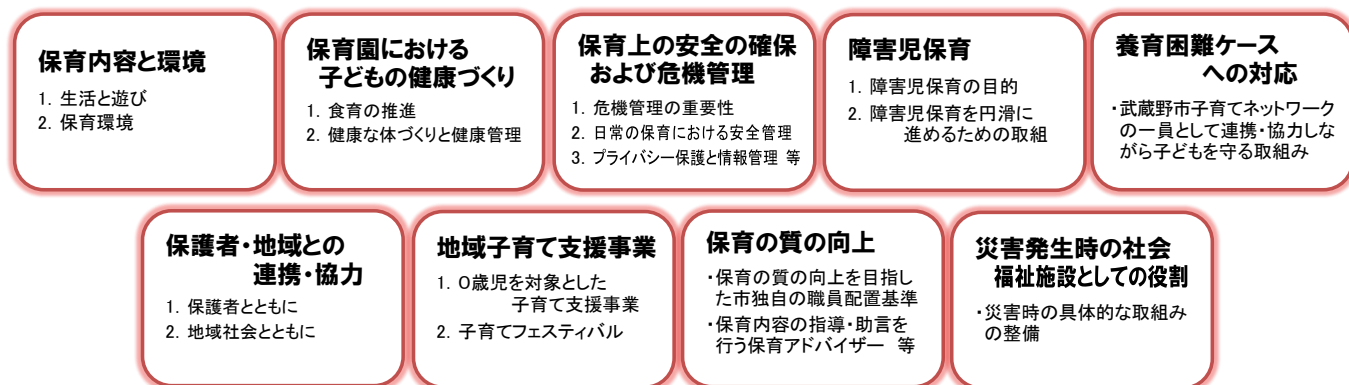
「武蔵野市保育のガイドライン」(以下「保育のガイドライン」といいます。)は、市の保育水準を定め保育の質の向上を目指すことを目的に平成24年3月に策定されました。保育所や認定こども園の職員にとっては日々の保育で大切にしたいものを確認するため、また保護者にとってはご自身のお子様がどのような保育をされているのかを知るための指針となるものです。

保育のガイドライン策定にあたっては、平成22年11月に検討委員会を設置し、保護者、保育所職員、市の担当職員など保育に関わる計19名の委員が様々な立場から11回の議論を重ねました。

この保育のガイドラインは、武蔵野市の子ども達の最善の利益が尊重されるために大事にしていきたい事項、保育内容と環境、保育上の安全の確保および危機管理、保育所等における子どもの健康づくり等、全10章16頁の中にまとめています。



■ 保育のガイドラインは武蔵野市における保育内容の水準を定めたもの



■ 保育のガイドラインを日々の保育に活かすための取組み

市内認可保育園の保育士による『ガイドライン保育部会』にて、各園の保育実践交流を通して話し合いを行っています。

- 平成25年度は『乳児の生活』
- 平成26年度は『幼児の生活・身体づくり・遊び』
- 平成27年度は『乳児保育で大切にしたい事』
- 平成28年度は『幼児保育で大切にしたい事』

をテーマに話し合いを進めて、平成27・28年度にはそれらの実践報告会を開催し、市内全体での共有を図りました。

栄養や保健の分野でもガイドラインの活用に向けて、各園の実践を共有しています。

今後は市全体の保育の質向上を目指すとともに、新たに認可となった地域型保育事業も含めて、このガイドラインを活用していきます。

※詳しくは、武蔵野市ホームページ http://www.city.musashino.lg.jp/hoikuen/s_yochien/024421.html

■ 問い合わせは子ども育成課 (TEL 0422-60-1854、午前8時30分～午後5時) まで